

サービス変更に伴い、2023 年 10 月 1 日付で以下規定を変更します。変更内容については新旧対照表をご参照ください。(変更部分は下線部)

【変更対象規定】

三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定

三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定

三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定

【新旧対照表】

(変更部分は下線部)

改定前	改定後
三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定 第1条 ダイレクト取引 1. 外貨普通預金について、契約者本人名義での口座開設、指定預金口座との間の振り替えによる預け入れ・払戻し、本人名義の外貨建て金融商品との間の振り替えによる購入代金の充当・解約代金の預け入れ等、当社が <u>テレフォンバンキングおよびインターネットバンキング</u> による取り扱いを認めた取引を <u>電話機または</u> 当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨普通預金取引」という。)ができます。	三井住友信託ダイレクト外貨普通預金取引規定 第1条 ダイレクト取引 1. 外貨普通預金について、契約者本人名義での口座開設、指定預金口座との間の振り替えによる預け入れ・払戻し、本人名義の外貨建て金融商品との間の振り替えによる購入代金の充当・解約代金の預け入れ等、当社がインターネットバンキングによる取り扱いを認めた取引を当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨普通預金取引」という。)ができます。
三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定 第1条 ダイレクト取引 1. 外貨定期預金(愛称:外貨革命)および自動継続外貨定期預金(愛称:外貨革命)(以下、これらを総称して「外貨革命」という。)に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振替による契約者本人名義でのお預入れ、解約による払戻し、自動継続の停止等、当社が <u>テレフォンバンキングおよびインターネットバンキング</u> による取扱いを認めた取引を、 <u>電話機または</u> 当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。)ができます。	三井住友信託ダイレクト外貨定期預金取引規定 第1条 ダイレクト取引 1. 外貨定期預金(愛称:外貨革命)および自動継続外貨定期預金(愛称:外貨革命)(以下、これらを総称して「外貨革命」という。)に関する取引の指定預金口座または外貨普通預金口座との間の振替による契約者本人名義でのお預入れ、解約による払戻し、自動継続の停止等、当社がインターネットバンキングによる取扱いを認めた取引を、当社所定のパーソナルコンピューター等から行うこと(以下、「ダイレクト外貨定期預金取引」という。)ができます。
三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定 第4条 <u>金利プラン切替</u> ・金利コース変更 1. 契約者は、住宅ローン契約に係る <u>金利プラン切替あるいは金利コース変更</u> (以下、	三井住友信託ダイレクト住宅ローン規定 第4条 金利コース変更 1. 契約者は、住宅ローン契約に係る金利コース変更を端末から申し込むことができま

あわせて「金利変更」という。)を端末から申し込むことができます。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。 (1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)住宅ローンの返済が遅れている場合。 (3)金利変更時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。 (4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、手数料、変更できる<u>金利プランあるいは金利コース等</u>に従って金利変更を申し込みます。 3. 契約者は、金利変更の申込後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。	す。ただし、次の各号に該当するときは、申し込みが行えない場合があります。 (1)住宅ローンの返済用預金口座が、契約者の代表普通預金口座でない場合。 (2)住宅ローンの返済が遅れている場合。 (3)金利<u>コース</u>変更時に引落口座の残高が必要額に不足している場合。 (4)その他当社所定の条件を満たしていない場合。 2. 契約者は、当社所定の受付時間、手続き日、手数料、変更できる金利コース等に従って金利<u>コース</u>変更を申し込みます。 3. 契約者は、金利<u>コース</u>変更の申込後は当該手続きを取り消し・変更できないものとします。
--	--